# 最高人民法院による知的財産権侵害行為への制裁強化に関する意見 (意見募集稿)

知的財産権の保護を強化することは、よりハイレベルの開放型経済新体制を構築し、高品質のビジネス環境を醸成するための客観的な要件である。知的財産権を厳格に、十分かつタイムリーに保護することは、知的財産権の司法保護を全面的に強化する重要な方面である。第18回中国共産党全国大会以降、知的財産権保護はかつてないほどに重視されている。知的財産権の侵害が頻発し、発生しやすいこと、権利者の権利保護が困難であること等の問題がより一層解決されたとはいえ、依然として顕著な問題である。知的財産権侵害行為への制裁を強化し、知的財産権侵害行為を効果的に抑制し、権利を侵害する勇気も意欲もないという優れた法的環境の構築を促進するために、知的財産権に係る審判の実情を踏まえて、次のような意見を提出する。

## 一、 保全措置の適用を強化する。

- 1. コアテクノロジー、著名ブランド、人気番組等に係る知的財産権を侵害し、または侵害しようとする行為、及び展示会で知的財産権を侵害し、または侵害しようとする行為について、人民法院は、法により行為保全の適用を強化しなければならない。
- 2. 知的財産権の権利者は、知的財産権侵害訴訟において、権利侵害を停止させるための先行判決と行為保全を同時に申し立てた場合、人民法院は、法により同時に審査することができる。
- 3. 財産保全措置を講じた後に保全を継続する必要がある場合、知的財産権紛争事件を審理している人民法院に申し立てなければならない。
- 4. 知的財産権の権利者が知的財産権の侵害行為があったことを証明する初歩的な証拠を有し、当該証拠が滅失しまたは取得が困難となる可能性がある場合であって、証拠保全を申し立てたときは、人民法院は、タイムリーに審査し、法により保全措置を講じなければならない。専門的な技術問題に係る証拠保全に関しては、技術調査官または関連分野の技術専門家を参加させることができる。
- 5. 被疑権利侵害者が保全措置を講じた被疑権利侵害の製品を勝手に毀損、移転することにより、権利侵害の事実の判明ができなかった場合、人民法院は、かかる証拠に係る証明事項に関する権利者の主張が成立すると推定することができる。法律に規定された訴訟妨害に該当する場合、法により強制措置を講じる。

#### 二、 法により権利侵害停止の判決を下す

- 6. 権利侵害製品を製造、販売する等の知的財産権侵害行為について、人民法院は通常、法により権利侵害の差し止めの判決を下さなければならない。公共衛生、環境資源保護等に係るものであるとして、法により権利侵害の差し止めの判決を下さない場合、経済的補償等の代替措置を講じなければならない。
- 7. 権利侵害の事実が明確で、権利侵害が成立すると認定できる場合、人民法院は、 先行して権利侵害停止の判決を下し、タイムリーに権利侵害行為を阻止することがで きる。

出典: 2020 年 6 月 15 日付け最高人民法院ウェブサイト http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-236421.html

- 8. 模倣品と海賊版商品、及び、主として模倣品と海賊版商品の生産または製造に使用される資材とツールについて、権利者が民事訴訟において上記の物品の存在を証明し、かつ即時に廃棄するよう要求した場合、人民法院は、特別な場合を除き、これを支持しなければならない。特別な場合において、主として模倣品と海賊版商品の生産または製造に使用される資材とツールを、商業ルート以外のルートで処分することができる。侵害者が補償を要求した場合、人民法院はこれを支持しない。
- 9. 既に執行完了の発効した判決に関して、権利侵害者が同じ方法で同じ知的財産権を再び侵害した場合、権利者は、かかる判決の権利侵害の差し止めの内容により再び執行を申請することができる。権利者が別途起訴した場合、人民法院がタイムリーに受理しなければならない。

### 三、 法により賠償を強化する。

- 10. 挙証妨害、調査と証拠取得、証拠保全、専門的評価等の制度を十分に活用して、当事者が積極的、全面的、正確、誠実に挙証するよう誘導し、損害賠償額の計算の科学性と合理性を向上させ、知的財産権の権利者の損失を十分に補償する。
- 11. 工商・税務部門、第三者のビジネスプラットフォーム、権利侵害者のウェブサイトまたは会社が法により開示した書類に表示された関連データ及び業界の平均利益率等を積極的に運用し、法により権利侵害による収益の状況を確定する。
- 12. 人民法院が被疑権利侵害者に対して、その保有している権利侵害による収益の証拠を提供するよう命じた場合であって、権利侵害者が正当な理由なく提供を拒否したときは、人民法院は、知的財産権の権利者の主張と事件の証拠に基づいて賠償額を確定することができる。
- 13. 懲罰的損害賠償の認定基準を正確に把握し、法により知的財産権の権利者の懲罰的賠償請求を支持し、懲罰的損害賠償による権利侵害行為に対する抑止効果を十分に発揮する。
- 14. 保護を請求した知的財産権の種類、革新性と市場価値、権利侵害者の主観的な過失、権利侵害の性質と規模、損害の結果の深刻さ等の要因を総合的に考慮し、法定賠償額を合理的に確定する。権利侵害者が故意に侵害し、かつ、情状が深刻な場合、法定賠償額の上限またはそれに近い程度で、法定賠償額を確定する。
- 15. 次のいずれかの状況に該当する場合、知的財産権侵害の「情状が深刻」と認定することができる。複数回にわたり侵害した場合、主に権利侵害を業とした場合、権利侵害行為が長期間に継続した場合、権利侵害行為が広い範囲に係る場合、権利侵害者が取得した利益の額が巨大であった場合、権利侵害行為により知的財産権の権利者に重大な経済的損失を与えた場合、権利侵害行為は人身の安全を危害しまたは公共利益を厳重に損害する可能性がある場合等。
- 16. 知的財産権の権利者が、後続の訴訟において、権利侵害の制止のために新たに支払った合理的な費用を賠償額に入れることを要求した場合、人民法院は、これらを同時に審査することができる。
- 17. 権利侵害者の主観的な故意及び事件の複雑さ、業務の専門性と強度、実際に支払った金額、業界の慣例、地方政府の指導価格等の要素を総合的に考慮し、知的財産

出典: 2020年6月15日付け最高人民法院ウェブサイト

権の権利者が提供した証拠に基づいて、権利者が賠償請求した弁護士費用を合理的に確定する。

- 18. 会社が知的財産権の侵害行為を実施した場合であって、権利者が株主、実際の支配者、関連会社に対してかかる会社と連帯責任を負うよう要求したときは、人民法院は、株主、実際の支配者が他人の知的財産権の存在を明らかに知っているかどうか、その個人口座で会社の権利侵害製品の対価を受け取ったかどうか、被疑権利侵害の標識、技術的解決手段等は株主、実際の支配者により提供されたかどうか、財産、従業員、住所、連絡先等の関連状況を総合的に考慮した上で、法により法的責任を確定する。
- 19. 保護を請求された知的財産権が不正に取得されたこと、または、権利行使の実質的な根拠がないことを明らかに知っている、あるいは知るべきでありながら、かかる権利に基づいて権利侵害の訴訟を提起し、または保全措置等を申し立て、悪意による訴訟に該当した場合、他方の当事者は、反訴を提起し、訴訟に応じるために支払った訴訟費用、旅費、調査・証拠取得費用等の合理的な費用及びこれにより受けた経済的損失の賠償を請求することができる。

#### 四、刑事取締を強化する。

- 20. 主として知的財産権侵害を業としている場合、特定の期間において緊急支援・ 災害救援、防疫物資等の商品の登録商標を模倣した場合、及び海外の機関、組織、人 員のために営業秘密を侵害した状況に対しては、法により厳しく処罰し、一般的に執 行猶予が適用されてはならない。
- 21. 法により厳格に違法所得を押収し、罰金の適用を強化し、従業禁止、禁止命令の適用を拡大し、犯罪者が再び知的財産権を侵害する能力と条件を剥奪する。

\*本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出典: 2020 年 6 月 15 日付け最高人民法院ウェブサイト